

令和8年度

東大和市

小口事業資金融資制度のご案内

《 運転資金・設備資金・不況対策特別運転資金 》



東大和市 政策経営部 地域活性課
東大和市中心 3 丁目 930 番地 4 階
電話番号 042-563-2111 内線 1071



東大和市観光キャラクター
うまべえ

申込者の資格

個人事業者の場合	法人の場合
・市内に引き続き1年以上居住し、住民登録している方が、都内で1年以上同一事業を継続していること。	・主たる事務所又は事業所を市内に有し、1年以上同一事業を継続していること。
・常時使用する従業員の数が家族従業員と臨時の使用人を除く20人以下(商業・サービス業は5人以下)であること。	・常時使用する従業員の数が役員・家族従業員と臨時の使用人を除く20人以下(商業・サービス業は5人以下)であること。
・東京保証協会の保証対象業種であること。	・東京保証協会の保証対象業種であること。(原則、代表者個人の保証が必要)
・納期限を超過した市民税・所得税及び固定資産税を完納していること。	・納期限を超過した法人市民税・法人税及び固定資産税を完納していること。

*融資対象者は現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しない者、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しない者及び暴力的な要求行為を行わない者とする。

融資条件

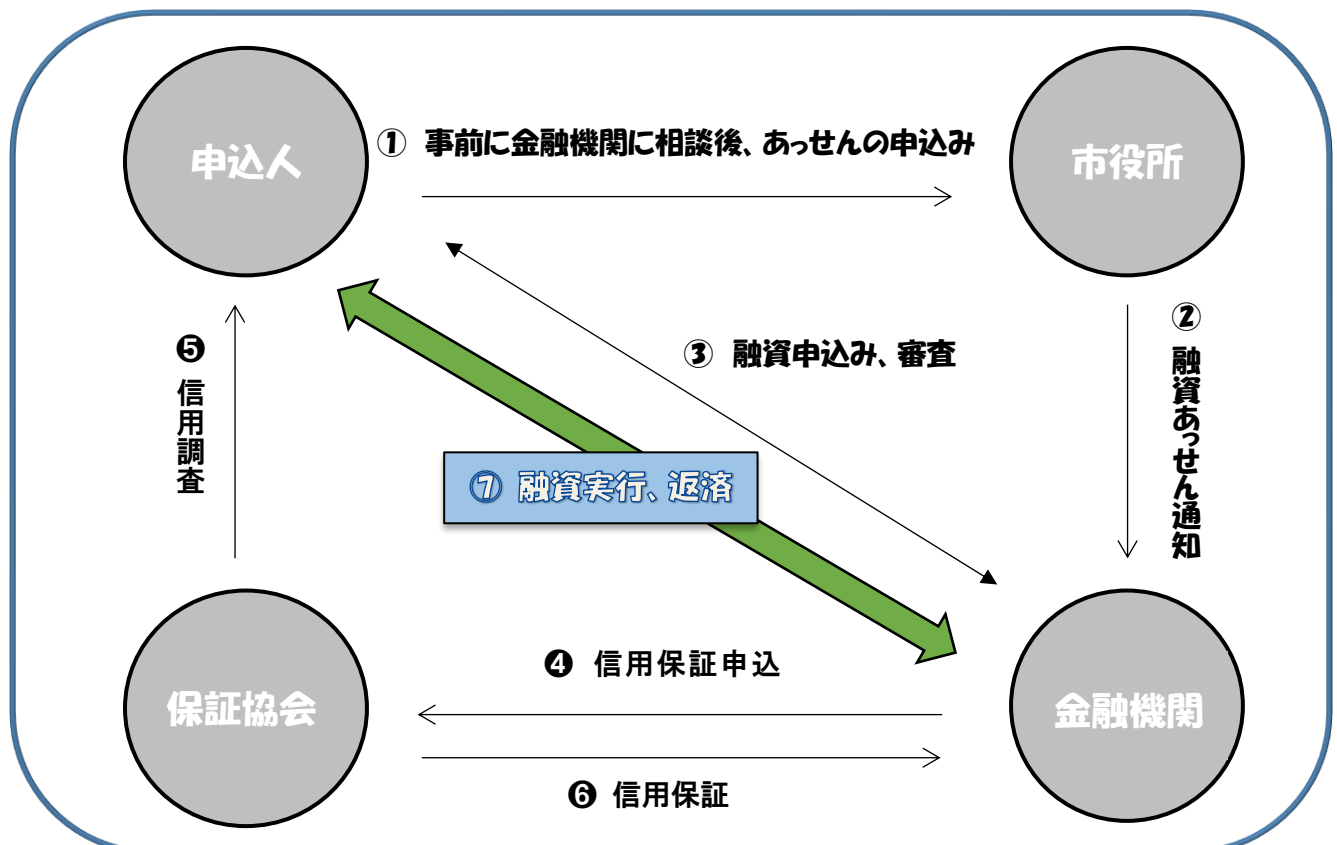
資金使途	限度額	償還期間	償還方法	利率
運転資金	500万円	5年以内(据置6ヶ月以内含む)	割賦償還	2.0%
設備資金	700万円(見積額の範囲内)	7年以内(据置6ヶ月以内含む)		
不況対策特別運転資金	300万円	5年以内(据置6ヶ月以内含む)		

*融資利率は「2026年4月1日から2027年3月31日」となります。

*市の融資制度(小口・特例)を活用する場合には、1事業者につき1口とします。(融資制度を重複してご利用いただくことができません。)但し、「不況対策特別運転資金」については、「小口事業資金」又は「特例小口零細企業資金」いずれかの「不況対策特別運転資金」以外の資金と重複することが可能です。

*不況対策特別運転資金への申込は、景気後退の影響により事業継続に支障をきたし、最近3ヶ月間(又は1年間)の生産額(又は売上額)が前年同期と比較して10%以上減少していることが要件となりますので、「生産額・売上高比較表」(市様式)と減少していることが確認できる「帳簿等の資料」が必要となります。

融資あっせんの流れ



申込書類

市指定様式の融資申込書のほかに、下記の書類が必要です。

	個人事業主の場合 (実印をご持参ください)	法人の場合 (「代表者印」及び代表者の「実印」を持参ください)
運転資金	① 東京信用保証協会用申込書類一式 ② 市民税及び固定資産税の納税証明書 (市役所納税課) ③ 所得税の納税証明書・その1(税務署)又は個人事業税の納税証明書(都税事務所) ④ 確定申告書及び青色申告決算書の控え(写し) ⑤ 印鑑登録証明書(市役所市民課) ⑥ 事業に必要な許認可証の写し	① 東京信用保証協会用申込書類一式 ② 法人市民税及び固定資産税(法人名義)の納税証明書(市役所納税課) ③ 法人税の納税証明書・その1(税務署)又は法人事業税の納税証明書(都税事務所) ④ 登記事項証明書(登記所) ⑤ 前期の決算書(写し) ⑥ 事業所の印鑑証明書(登記所)及び代表者の印鑑登録証明書(お住まいの自治体) ⑦ 事業に必要な許認可証の写し
設備資金	① 東京信用保証協会用申込書類一式 ② 市民税及び固定資産税の納税証明書 (市役所納税課) ③ 所得税の納税証明書・その1(税務署)又は個人事業税の納税証明書(都税事務所) ④ 確定申告書及び青色申告決算書の控え(写し) ⑤ 印鑑登録証明書(市役所市民課) ⑥ 事業に必要な許認可証の写し ⑦ 見積書	① 東京信用保証協会用申込書類一式 ② 法人市民税及び固定資産税(法人名義)の納税証明書(市役所納税課) ③ 法人税の納税証明書・その1(税務署)又は法人事業税の納税証明書(都税事務所) ④ 登記事項証明書(登記所) ⑤ 前期の決算書(写し) ⑥ 事業所の印鑑証明書(登記所)及び代表者の印鑑登録証明書(お住まいの自治体) ⑦ 事業に必要な許認可証の写し ⑧ 見積書
不況対策特別運転資金	① 東京信用保証協会用申込書類一式 ② 市民税及び固定資産税の納税証明書 (市役所納税課) ③ 所得税の納税証明書・その1(税務署)又は個人事業税の納税証明書(都税事務所) ④ 確定申告書及び青色申告決算書の控え(写し) ⑤ 印鑑登録証明書(市役所市民課) ⑥ 事業に必要な許認可証の写し ⑦ 生産額・売上高比較表(市様式)及び帳簿等の資料	① 東京信用保証協会用申込書類一式 ② 法人市民税及び固定資産税(法人名義)の納税証明書(市役所納税課) ③ 法人税の納税証明書・その1(税務署)又は法人事業税の納税証明書(都税事務所) ④ 登記事項証明書(登記所) ⑤ 前期の決算書(写し) ⑥ 事業所の印鑑証明書(登記所)及び代表者の印鑑登録証明書(お住まいの自治体) ⑦ 事業に必要な許認可証の写し ⑧ 生産額・売上高比較表(市様式)及び帳簿等の資料

* 証明書は最新年度版をご用意ください。

* 個人の④確定申告書及び青色申告決算書について、市への提出は最新年度分のみですが、金融機関から過去3年分の提出を求められることがあります。

* 法人の⑤前期の決算書について、市への提出は前期分のみですが、金融機関から過去3期分の提出を求められることがあります。

* その他必要書類を追加で提出していただく場合もあります。

融資に関わる補助金

① 信用保証料補助金

当該、融資申込に係る保証協会へ支払った信用保証料の3分の1を市が補助します。

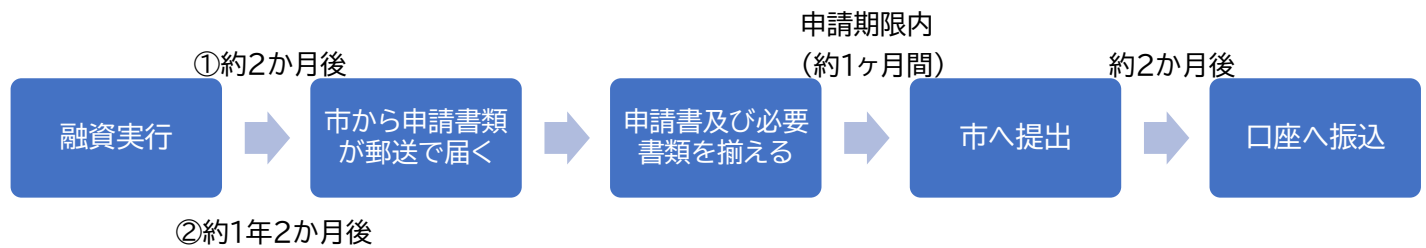
② 利子補給金

補給率は、運転及び設備資金については50%、不況対策特別運転資金については70%です。

融資に関わる補助金の流れ(別途、市への申請が必要です。)

①信用保証料補助金 融資実行日から約2か月後

②利子補給金 融資実行日から約1年2か月後(1年経過毎に)



申請の際には再度簡単な審査を行います。万一、条件を満たしていない場合は補助金が受けられません。

注意

融資期間が1年以下の融資契約は、利子補給の対象とはなりませんのでご注意ください。

本件は申込者の資格要件から外れた場合(個人の方で融資期間中に市外へ転出、法人の方で事務所を市内に有しなくなった、常時使用する従業員数が超えた、等)、利子補給の支給は要件から外れた日までとなりますので、ご注意ください。

特定非営利活動法人(NPO 法人)の申請について

「小口事業資金」のみ申請可能です。但し、医療を主たる事業とする小規模特定非営利活動法人については「特例小口零細企業資金」の申請が可能です。

必要書類：裏面の申込書類に加えて「事業報告書」、「計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録」、「年間役員名簿」、「社員のうち10名以上の者の氏名及び住所を記載した書面」が必要です。

取扱金融機関

金融機関名	支店名	所在地	電話番号
青梅信用金庫	東京街道支店	清水 6-1199-8	565-2131
	東大和支店	南街 5-1-17	561-0511
西武信用金庫	桜街道支店	上北台 3-452-17	563-6711
	東大和支店	狭山 4-1394-1	562-4111
大東京信用組合	東大和支店	南街 3-55-8	567-2011
多摩信用金庫	東大和支店	南街 5-65-2	564-7111
飯能信用金庫	東大和支店	桜が丘 4-302-3	565-3755
三井住友銀行	東大和支店	国立市中 1-8-45(国立支店内)	0570-043-195
りそな銀行	東大和支店	中央 3-853-2	565-5311

関係機関の連絡先

	所在地	電話番号
東京信用保証協会 立川支店	立川市曙町 2-37-7 コアシティ立川ビル 5 階	525-6621
立川税務署	立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎内	523-1181
立川都税事務所	立川市錦町4-6-3 立川合同庁舎内	523-3171
東京法務局立川出張所(登記所)	立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎内	524-2716